

日本産果実マーク使用許諾要領

20 生産第 1820 号
平成20年6月16日制定
20 生産第 2740 号
平成20年8月4日改正
23 生産第 5367 号
平成24年1月6日改正
26 生産第 1202 号
平成26年10月7日改正

農林水産省が商標権を有する「日本産果実マーク（以下「マーク」という。）」に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目的

日本産の果実及び果実的野菜（以下「日本産果実」と総称する。）の品質やおいしさ等を海外の流通業者、消費者、外国人観光客等にアピールするとともに、海外において日本産果実が他国産果実と容易に識別されることを目的として定められたマークの適正使用のため、この使用基準を定める。

2. 図柄等

- (1) マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。
- (4) 併記する文字は、農林水産省生産局農産部園芸作物課園芸流通加工対策室長（以下「園芸流通加工対策室長」という。）の許諾を得たものに限る。

3. マークの商標権

- (1) マークに関する商標権は、農林水産省が所有する。
- (2) このマークは、無断で使用することはできない。また、無断で印刷することができない。
- (3) このマークの使用を園芸流通加工対策室長から許諾された者（通常使用権者）は、他人にマークの通常使用権を譲渡することはできない。
- (4) このマークと誤認される類似のマークは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

4. マークの使用申請及び承認

- (1) マークの使用を希望する者は、「様式1」により園芸流通加工対策室長あてに申請しなければならない。
- (2) 園芸流通加工対策室長は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、「様式2」の「日本産果実マーク使用許諾証」を発行する。
- (3) ただし、園芸流通加工対策室長は、マークの使用申請及び使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、マーク使用の承認を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置をとることができる。

5. マークの表示条件

- (1) マークは、日本産果実で、国内の市場流通に対応できる品質であり、生産履歴が保持されており、かつ、輸出に供される商品又は外国人観光客等による購入を見込んで空港内、空港近辺、観光地等において販売される商品でなければ表示してはならない。
- (2) マークは、前項に規定される商品及び当該商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱に商品製造者又は販売者を明記しなければならない。
- (3) マークは、日本産果実のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、資材に制作者を明記しなければならない。
- (4) マークは、4により承認を受けた者の名刺に印刷することができる。

6. マークの使用料

マークの使用料は、無料とする。

7. マークの表示方法

- (1) マークはシールに印刷し、商品自体、商品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。
- (2) マークは商品の包装容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

8. 使用者の義務

- (1) マークを使用する者（以下「使用者」という。）は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに園芸流通加工対策室長に通知するものとする。
- (3) 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について農林水産省生産局農産部園芸作物課園芸流通加工対策室に協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者が負担するものとする。
- (4) 使用者は、使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、農林水産省に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (5) 使用者は、園芸流通加工対策室長から要請がある場合は、マークの使用実態の報告又は使用商品等の提出を行わなければならない。

9. マークの適正使用

マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- 一 警告
- 二 使用承認取消し
- 三 社名公表
- 四 訴訟

10. 使用期間

使用期間は設けないこととする。

11. この要領の解釈その他の疑義は、園芸流通加工対策室長が決定する。

附則（平成26年10月7日付け26生産第1202号）

この要領の改正は、平成26年10月7日から施行する。

別 図

1 マークの大きさ（縦・横の比率）縦：横＝1：1

2 マークのデザイン、色



(様式1)

日本産果実マーク使用許諾申込書

平成 年 月 日

農林水産省生産局農産部園芸作物課園芸流通加工対策室長 殿

申請者〔使用予定者〕(所在地)〒

(名称)

(代表者)

印

(電話番号)

(ファクシミリ)

(E-mail)

日本産果実マークの使用にあたり、貴省で平成20年6月16日制定の「日本産果実マーク使用許諾要領」を承認の上、下記のとおり使用許諾を申請します。

記

1. マークを使用するもの(該当箇所にチェックする)

- 商品への直接貼付 商品の包装資材 チラシ パンフレット
 ポスター 広告 名刺 その他()

2. マーク、マークシール等の印刷予定数

(1)印刷アイテム予定数:()個

(2)総印刷予定数(個)数:()(個)枚

(3)マークの大きさ:タテ・ヨコ()mm、タテ・ヨコ()mm

3. マークを使用する国・地域(該当箇所にチェックする)

- 海外(国・地域名:)
 日本国内

4. 貴社業態:(該当箇所にチェックする)

- 商社 メーカー 生産者 その他()

5. 問合せ先

(1)部署名:

(2)ご担当者名:

(3)TEL・FAX:

(4)E-mail:

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
2. 名刺にマークの印刷を行う場合は、会社、団体、グループ等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(様式2)

日本産果実マーク使用許諾証

平成 年 月 日

〇〇 株式会社
〇〇〇〇殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課園芸流通加工対策室長

平成 年 月 日付けで日本産果実マークの使用許諾申請のあったことについて、本通知により許諾する。